

景観形成地区基準

(9) 原町4丁目・岸部北2丁目地区

(ア) 利便施設地区

a.建築物

景観形成地区基準	チェック	備考
1.全体計画・配置等		
賑わいの中にも、周辺地域と調和し、全体的にまとまりのある計画とする。		
2.屋根の形態意匠及び素材		
(1)無彩色(有彩色の場合は、明度3.0以下、彩度6.0以下)を基本とする。		
(2)光沢のないものを使用する。		
(3)丈夫で安全な材質とし、自然素材など風合いのある材料の使用に努める。		
3.外壁の形態意匠及び素材		
(1)周辺景観と調和した意匠とする。		
(2)質感、素材感のある素材の使用に努める。		
4.敷地		
(1)道路際はできるだけ緑化し、地域に潤いを与えられる植栽配置に努める。		
(2)フェンス等を設置する場合は、植栽に配慮した色彩を基本とする。		
5.駐車場・駐輪場		
機械式駐車場(立体駐車場)を設置する場合は、機械部分の塗装は光沢のないものとする。		
6.ごみ置場・付帯施設		
(1)主の建築物との一体化やデザインを合わせる。		
(2)設備類は、見えにくい位置に配置する、デザインの要素として扱うなどの考慮をする。		

b.工作物

景観形成地区基準	チェック	備考
1.広告塔・広告版		
周辺環境に調和した、仕上げ及び高さに対する工夫をする。		